福祉・健康・子育て・教育

乳児家庭全戸訪問



なぜこの事業を行なっているのですか?

近年、核家族化や少子化が進む中で、児童虐待の件数は増加しています。なかでも、O歳児が死亡 にいたるケースが多くなっています。

そのため、母親の育児不安や産後うつ(『解説①)状態の軽減・解消を図るとともに、地域の子育 て情報を伝え、子育ての孤立化を防ぎ、虐待予防につなげていくことが必要です。

このようなことから、平成22年度までは希望または必要とされる方に訪問指導を行っていましたが、平成23年度からは、原則として生後4ヶ月を迎える乳児のいるすべての家庭を訪問し、適切な支援を行なっています。

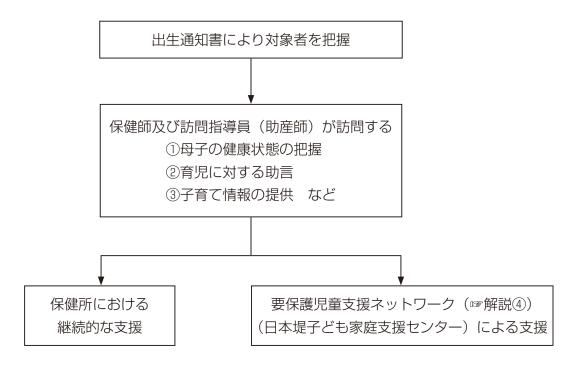


どのようなことを行なっていますか?

保健師(『解説②)及び訪問指導員(助産師(『解説③))が、原則として生後4ヶ月を迎える乳児のいるすべての家庭を訪問し、以下のようなことを行ないます。

- (1) 育児に関する不安や悩みの相談
- (2) 子育て支援に関する情報提供
- (3) 乳児とその保護者の心身の様子や養育環境の把握
- (4) 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

【乳児家庭全戸訪問事業の流れ】



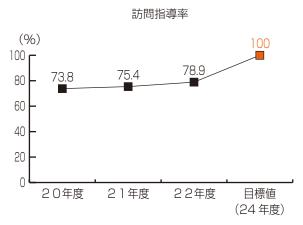
福祉・健康・子育て・教育



事業の進み具合はどうですか?

希望または必要とされる方に産後の訪問指導を行なう「母子訪問指導事業」(昭和50年度開始)の訪問指導率(☞解説⑤)は年々上昇していました。

平成23年度からは生後4ヶ月を迎える乳児のいるすべての家庭を訪問することを原則としているため、訪問指導率はさらに高まると予想されます。



(資料:保健サービス課)



今後はどのように取り組んでいくのですか?

区の出生者数が増加傾向にある中、出産直後の外出が困難な親子に対する個別訪問指導の必要性は 高まっています。

今後は関係機関と協力をしながら、訪問指導率をさらに高め、出産後の母子の不安を軽くすることや、虐待予防効果の向上を図っていきます。

■ この事業に関するお問合せは ■

健康部保健サービス課

03-3847-9447

【解説】

①産後うつ

出産後の女性はホルモンバランスの乱れなどからうつ状態になることがあります。

②保健師

厚生労働大臣の免許を受けて、地域住民の健康づくりなどさまざまな保健指導を行なう人のことです。

③助産師

厚生労働大臣の免許を受けて、出産のお手伝いや産後の保健指導などを行なう人のことです。

④要保護児童支援ネットワーク

子どもの虐待問題に迅速かつ柔軟に対応するために、区内の関係機関ほか東京都児童相談センター、民生委員・児童委員協議会、警察などが連携し、問題解決に向けて必要な援助を行なっています。

⑤訪問指導率

出生通知書の受理数に対し、訪問指導を行なった割合です。